

# 古代難波・住吉地域における生業と貢納 —延喜式・万葉集・考古資料から—

吉原 啓

## はじめに

本稿の目的は、古代難波・住吉地域における漁撈を中心とした生業の実態を検討し、難波という交易拠点を控えた地域における漁撈が、社会的分業や律令国家の貢納体制の中でどのように位置づけられていたのかを明らかにすることである。

『万葉集』には、文武朝から孝謙朝までに行われた難波行幸等に關わる歌が多数収められており、難波や住吉の漁撈に關する歌も少なくない。ところが、一〇世紀に編纂された『延喜式』によると、同地域を所管する摂津国による水産物の貢納品は、諸国例貢御贄等としてワタリガニの一種とされる擁釵<sup>①</sup>、諸国進年料雜葉として烏賊骨・鼈甲、及び諸国貢進御贄の節料として交易進上した水産物がある程度と限られている。このことは、八世紀の天皇や從駕官人に同地域の漁撈が強く認識されていたことと対照的である。

八世紀と一〇世紀のこの差異は、貢納集団が国家から課せられた役割の変化によるものと思われる、その変化は生業実態の変化をも

伴っていた。こうした生業の変化や貢納との関係を明らかにすることは、古代の生産活動がどのような関係に規定されていたのかを考える上で重要である。

また、同地域の漁撈活動が專業化されていたかということも、大きな問題である。特定集団における生業の專業化の是非を明らかにすることは、古代における生産関係がどのように編成されたのかを考える手掛かりとなる。網野善彦氏は、御厨・供御人の生業実態を專業的な漁撈によるものとし、彼らが定住して耕地と結びつくのは一一世紀の供御免田の確立によると論じ、また、御厨・供御人の前身である雜供戸も專業の漁撈集団であると論じた<sup>②</sup>。しかし近年、近江国筑摩御厨の生業実態が農業と漁撈を兼業したものであったことが明らかにされており、御厨・供御人を直ちに專業漁撈と結びつけることはできなくなっている。難波地域には、後の御厨につながる雜供戸が設定されていたと考えられ、雜供戸の專業化の是非も検討すべき課題である。

本稿では、このような観点から、七世紀末から一〇世紀初頭にかけての難波・住吉地域における漁撈を中心とした生業と貢納の関係を考察する。対象を同地域とした理由は、第一に、難波という交易拠点の近郊における生業と貢納・交易の関係を検討するためである。第二に、同地域が史料・文学作品・考古資料など、多くの検討材料に恵まれているためである。検討方法は、まず史料・文学作品・考

古資料から得られる知見により、同地域における古代生業の様相を析出する。次に、地域ごとに生業と貢納の内実を検討し、生業と貢納の変化の要因や雑供戸の生業実態について検討する。

### 一、古代難波・住吉地域における生業

#### 地理的環境

各資料による生業の検討の前に、これまでの研究により明らかにされてきた古代難波・住吉地域の地理的環境を紹介する。難波のある上町台地北部は、複雑に入り組んだ谷地形であったため、前期難波宮及び後期難波宮造営に際して盛土と切土が行われ、その排土によって谷の埋め立てが行われた。後期難波宮には京域が伴うが、その範囲でも谷の埋め立てが行われている。宮域周辺の植生は顕著に衰退し、草地や裸地が拡大するが、台地北西部にはカシ類の林の存在が推定され、森林資源の管理が行われていた可能性が指摘されている。

海岸線は、現在より内陸にあり、古墳時代末頃には現在のJR難波駅西側にあったと想定されている。そのため、上町台地上に漁撈活動の痕跡が見られる。仁徳朝の開削と伝わる難波堀江は、台地北側を流れ、河内湖と大阪湾を結ぶ大川であると考えられている。その大川の西岸にあたる天満砂州南端部には、九世紀半ばにはヨシヤ

ガマなどが群生する排水不良の湿地が広がっていたという。

#### 史料から見る摂津国の生業

古代史料は、公的記録が多くを占めるために、そこに見える生業が必ずしも当該地域の生業の全てを反映しているわけではない。また、摂津国については荷札木簡等の出土も寡少であるため、史料が一〇世紀の『延喜式』に偏る傾向があり、さらに、同書からでは郡ごとの貢納分担保までは知り得ない。しかし、体系的に貢納品目を記した『延喜式』の検討は、各国の生業が国家の貢納体制の中に占める位置付けを知る上で有効である。

同書から見た摂津国の負担品目は、稲などの農作物、調として指定された薦・木器・土器等の手工業製品や貨幣、贄や雑葉に見える擁釵や鼈甲・烏賊骨などの水産物、菅や雑葉などの採集物、徭丁、牧の経営による馬、その他交易により進上することになっている節料などである（表一）。

摂津国の特徴的なこととしては、貢進物ではないが、民部上に規定されている民部省営田と国営田の合計三〇町が、五畿内諸国で最も多いことがあげられる。また、孤独田の負担は、摂津国のみで課せられている。さらに、『続日本紀』神護景雲元年（七六七）五月壬子条には、畿内百姓の種田のない者に、摂津国の穀を貸すという記事がある。『倭名類聚抄』によれば、摂津国の田数は一万二五二

| 税目・拠出名目          | 品目       | 分類  | 数量       | 負担主体               | 交易財源 | 出典      |
|------------------|----------|-----|----------|--------------------|------|---------|
| 住吉神社正殿改造         | 神社正殿改造造料 | 農作物 | —        | 摂津国神戸百姓            | —    | 神祇三、臨時祭 |
| 折年・月次・神今食・新嘗等の祭料 | 楯板       | 工芸品 | 390枚     | 摂津国神戸百姓            | —    | 神祇三、臨時祭 |
| 折年・月次・神今食・新嘗等の祭料 | 置盛木      | 工芸品 | 12,000隻  | 摂津国神戸百姓            | —    | 神祇三、臨時祭 |
| 年中祭料             | 鷹        | 交易  | 378枚     | 摂津国                | 神税   | 神祇三、臨時祭 |
| 諸国年料供進           | 香米       | 農作物 | 209石7斗9合 | 摂津国                | —    | 内蔵祭     |
| 追贈料              | 矢料       | 採集  | 2荷       | 摂津国                | —    | 陰陽寮     |
| 初芋田              | 葦        | 採集  | 2荷       | 摂津国                | —    | 陰陽寮     |
| 御真中子菅蓋           | 骨料       | 採集  | —        | 摂津国                | —    | 内匠寮     |
| 御真中子菅蓋           | 骨料       | 採集  | —        | 摂津国                | —    | 内匠寮     |
| 神酒               | 醸酒料      | 農作物 | 各30束     | 摂津国佐良社・伊田社・生田社・長田社 | —    | 交番寮     |
| 神酒               | 醸酒料      | 農作物 | 各50束     | 田社                 | —    | 交番寮     |
| 堀江寺の仏経警護         | 土人       | 労働力 | 2人       | 摂津国                | —    | 民部上     |
| 堀江寺の仏経警護         | 浪人       | 労働力 | 10人      | 摂津国                | —    | 民部上     |
| 官田               | 省宮田笠     | 農作物 | 2,250束   | 摂津国                | —    | 民部上     |
| 官田               | 國宮田笠     | 農作物 | 2,250束   | 摂津国                | —    | 民部上     |
| 官田               | 種料       | 農作物 | 500束     | 摂津国                | —    | 民部上     |
| 加独田              | 苗子       | 農作物 | —        | 摂津国                | —    | 民部上     |
| 正月三節及十一月新嘗会等料酒   | 正税       | 農作物 | 4石       | 摂津国                | —    | 民部上     |
| 交易雑器             | 酒槽       | 交易  | 17隻      | 摂津国                | 正税   | 民部下     |
| 交易雑器             | 円槽       | 交易  | 4隻       | 摂津国                | 正税   | 民部下     |
| 交易雑器             | 槽        | 交易  | 6口       | 摂津国                | 正税   | 民部下     |
| 交易雑器             | 輿籠       | 交易  | 50口      | 摂津国                | 正税   | 民部下     |
| 交易雑器             | 臼        | 交易  | 8艘       | 摂津国                | 正税   | 民部下     |
| 交易雑器             | 杵        | 交易  | 14枚      | 摂津国                | 正税   | 民部下     |
| 交易雑器             | 靴        | 交易  | 175柄     | 摂津国                | 正税   | 民部下     |
| 交易雑器             | 置實       | 交易  | 54枚      | 摂津国                | 正税   | 民部下     |
| 交易雑器             | 小麦       | 交易  | 3石       | 摂津国                | 正税   | 民部下     |
| 交易雑器             | 小麥       | 交易  | 35石1斗    | 摂津国                | 正税   | 民部下     |
| 交易雑器             | 童子       | 交易  | 9斗       | 摂津国                | 正税   | 民部下     |
| 交易雑器             | 鷹        | 交易  | 1,500枚   | 摂津国                | 正税   | 民部下     |
| 祭符・蓮・菟等料         | 竹        | 採集  | —        | 摂津国                | —    | 民部下     |
| 調                | 葉薦       | 工芸品 | 500枚     | 摂津国                | —    | 主計上     |
| 調                | 折薦       | 工芸品 | 1,020枚   | 摂津国                | —    | 主計上     |
| 調                | 明櫃       | 工芸品 | 10合      | 摂津国                | —    | 主計上     |

| 税目・拠出名目    | 品目     | 分類      | 数量      | 負担主体 | 交易財源 | 出典      |
|------------|--------|---------|---------|------|------|---------|
| 調          | 大明櫃    | 工芸品     | 236合    | 摂津国  | —    | 主計上     |
| 調          | 小明櫃    | 工芸品     | 184合    | 摂津国  | —    | 主計上     |
| 調          | 折櫃     | 工芸品     | 1,296合  | 摂津国  | —    | 主計上     |
| 調          | 板笥     | 工芸品     | 3口      | 摂津国  | —    | 主計上     |
| 調          | 板笥     | 工芸品     | 63合     | 摂津国  | —    | 主計上     |
| 調          | 円筒     | 工芸品     | 124合    | 摂津国  | —    | 主計上     |
| 調          | 大筒     | 工芸品     | 450合    | 摂津国  | —    | 主計上     |
| 調          | 脚短盆    | 工芸品     | 4口      | 摂津国  | —    | 主計上     |
| 調          | 脚短盆    | 工芸品     | 46合     | 摂津国  | —    | 主計上     |
| 調          | 笠坏     | 工芸品     | 272合    | 摂津国  | —    | 主計上     |
| 調          | 水椀     | 工芸品     | 39合     | 摂津国  | —    | 主計上     |
| 調          | 壺坏     | 工芸品     | 70合     | 摂津国  | —    | 主計上     |
| 調          | 錢      | 貨幣      | —       | 摂津国  | —    | 主計上     |
| 諸国出奉正税公願雑稲 | 園分寺料   | 農作物     | 13,000束 | 摂津国  | —    | 主計上     |
| 諸国出奉正税公願雑稲 | 園分寺料   | 農作物     | —       | 摂津国  | —    | 主計上     |
| 諸国出奉正税公願雑稲 | (交祭会料) | 農作物     | 2,000束  | 摂津国  | —    | 主計上     |
| 諸国出奉正税公願雑稲 | 大日寺料   | 農作物     | 5,000束  | 摂津国  | —    | 主計上     |
| 諸国出奉正税公願雑稲 | 修理池溝   | 農作物     | 30,000束 | 摂津国  | —    | 主計上     |
| 諸国出奉正税公願雑稲 | 救急料    | 農作物     | 60,000束 | 摂津国  | —    | 主計上     |
| 諸国外貢御費     | 皮籠     | 農作物?    | —       | 摂津国  | —    | 管内省/内膳司 |
| 諸国外貢御費     | 權奴     | 水産物(淡水) | —       | 摂津国  | —    | 管内省/内膳司 |
| 東宮青櫛       | 青櫛     | 採集      | 日別25枚   | 摂津国  | —    | 大膳下     |
| 東宮青櫛       | 青櫛     | 採集      | 日別30枚   | 摂津国  | —    | 大膳下     |
| 侍従青櫛       | 青櫛     | 採集      | 日別15枚   | 摂津国  | —    | 大膳下     |
| 諸国貢進菓子     | 菓子     | 採集/農作物  | 2籠      | 摂津国  | —    | 大膳下     |
| 諸国貢進菓子     | 櫻盆子    | 採集/農作物  | 4籠      | 摂津国  | —    | 大膳下     |
| 諸国貢進菓子     | 楊梅子    | 採集/農作物  | 4籠      | 摂津国  | —    | 大膳下     |
| 諸国貢進菓子     | 花橘子    | 採集/農作物  | 2籠      | 摂津国  | —    | 大膳下     |
| 諸国進年料雑菓    | 船合戸    | 労働力     | 58戸     | 摂津国  | —    | 木工寮     |
| 諸国進年料雑菓    | 船合戸    | 労働力     | 5戸      | 摂津国  | —    | 木工寮     |
| 諸国進年料雑菓    | 彌童     | 採集/農作物  | 5斤      | 摂津国  | —    | 典薬寮     |
| 諸国進年料雑菓    | 知母     | 採集/農作物  | 4斤      | 摂津国  | —    | 典薬寮     |
| 諸国進年料雑菓    | 松節     | 採集/農作物  | 4斤      | 摂津国  | —    | 典薬寮     |
| 諸国進年料雑菓    | 桑根     | 採集/農作物  | 4斤      | 摂津国  | —    | 典薬寮     |
| 諸国進年料雑菓    | 白皮     | 採集/農作物  | 4斤      | 摂津国  | —    | 典薬寮     |
| 諸国進年料雑菓    | 楡皮     | 採集/農作物  | 6斤      | 摂津国  | —    | 典薬寮     |
| 諸国進年料雑菓    | 番藪根    | 採集/農作物  | 4斤      | 摂津国  | —    | 典薬寮     |
| 諸国進年料雑菓    | 鳥賊骨    | 水産物     | 4斤      | 摂津国  | —    | 典薬寮     |
| 諸国進年料雑菓    | 桔梗     | 採集/農作物  | 23斤6両   | 摂津国  | —    | 典薬寮     |
| 諸国進年料雑菓    | 香薷     | 採集/農作物  | 7斤      | 摂津国  | —    | 典薬寮     |
| 諸国進年料雑菓    | 白朮     | 採集/農作物  | 23斤     | 摂津国  | —    | 典薬寮     |
| 諸国進年料雑菓    | 枳實     | 採集/農作物  | 3斤      | 摂津国  | —    | 典薬寮     |
| 諸国進年料雑菓    | 黄蘗     | 採集/農作物  | 3斤      | 摂津国  | —    | 典薬寮     |
| 諸国進年料雑菓    | 人參     | 採集/農作物  | 3斤      | 摂津国  | —    | 典薬寮     |
| 諸国進年料雑菓    | 茯苓     | 採集/農作物  | 3斤      | 摂津国  | —    | 典薬寮     |
| 諸国進年料雑菓    | 升麻     | 採集/農作物  | 3斤      | 摂津国  | —    | 典薬寮     |
| 諸国進年料雑菓    | 苦參     | 採集/農作物  | 4斤      | 摂津国  | —    | 典薬寮     |

表一 『延喜式』に見る摂津国貢品担出目録

| 税目・拠出名目          | 品目  | 分類      | 数量    | 負担主体 | 交易財源 | 出典  |
|------------------|---|---------|-------|------|------|-----|
| 諸国進年料雑粟          | 厚朴  | 採集/農作物  | 10斤   | 摂津国  | —    | 典薬寮 |
| 諸国進年料雑粟          | 杜仲  | 採集/農作物  | 3斤12両 | 摂津国  | —    | 典薬寮 |
| 諸国進年料雑粟          | 松瀝  | 採集/農作物  | 2斤    | 摂津国  | —    | 典薬寮 |
| 諸国進年料雑粟          | 菊藜  | 採集/農作物  | 2斤    | 摂津国  | —    | 典薬寮 |
| 諸国進年料雑粟          | 地椒  | 採集/農作物  | 2斤    | 摂津国  | —    | 典薬寮 |
| 諸国進年料雑粟          | 桑螵蛸   | 採集/農作物  | 2斤    | 摂津国  | —    | 典薬寮 |
| 諸国進年料雑粟          | 桃花  | 採集/農作物  | 10両   | 摂津国  | —    | 典薬寮 |
| 諸国進年料雑粟          | 夜干  | 採集/農作物  | 5斤    | 摂津国  | —    | 典薬寮 |
| 諸国進年料雑粟          | 蒿樞  | 採集/農作物  | 1斤    | 摂津国  | —    | 典薬寮 |
| 諸国進年料雑粟          | 球勇  | 採集/農作物  | 7両    | 摂津国  | —    | 典薬寮 |
| 諸国進年料雑粟          | 瓦絲子   | 採集/農作物  | 2斤    | 摂津国  | —    | 典薬寮 |
| 諸国進年料雑粟          | 薯蕷  | 採集/農作物  | 6斤    | 摂津国  | —    | 典薬寮 |
| 諸国進年料雑粟          | 楸仁  | 採集/農作物  | 1斤    | 摂津国  | —    | 典薬寮 |
| 諸国進年料雑粟          | 車前子   | 採集/農作物  | 3斤    | 摂津国  | —    | 典薬寮 |
| 諸国進年料雑粟          | 枳椇子   | 採集/農作物  | 3斤    | 摂津国  | —    | 典薬寮 |
| 諸国進年料雑粟          | 蜀椒  | 採集/農作物  | 3斤    | 摂津国  | —    | 典薬寮 |
| 諸国進年料雑粟          | 苳子  | 採集/農作物  | 2升5合  | 摂津国  | —    | 典薬寮 |
| 諸国進年料雑粟          | 胡麻子   | 採集/農作物  | 4升5合  | 摂津国  | —    | 典薬寮 |
| 諸国進年料雑粟          | 杏仁  | 採集/農作物  | 1斗9升  | 摂津国  | —    | 典薬寮 |
| 諸国進年料雑粟          | 臘甲  | 水産物(淡水) | 4枚    | 摂津国  | —    | 典薬寮 |
| 諸国進年料雑粟          | 鹿角  | 採集      | 4具    | 摂津国  | —    | 典薬寮 |
| 諸国進年料雑粟          | 婁子  | 採集/農作物  | 大5升   | 摂津国  | —    | 典薬寮 |
| 諸国進年料雑粟          | 神尾  | 採集/農作物  | 6斤    | 摂津国  | —    | 典薬寮 |
| 室州運儀大            | 修了  | 労働力     |       | 摂津国  | —    | 掃部寮 |
| 諸国例真御費<br>五月三節料  | 米三斗、糯米四斗六升五合、糯稻十五束、糯糶二升、粟子一斗六升、小麦一斗二升、苳子九升、胡麻子八升四合、大豆三升三合、小豆二升四合、清酒、麴三斗、鹽一斗、油各一斗五升、鹽三斗、鹽六升、東蝦八斤四兩、鹽蝦十一斤一兩、煮蝦魚四斤二兩、蠟四斤三兩、柴菜一斤、干蕪一斤、干蕪子三升、搗蕪子九升、生蕪子六斗四升二合、干柿十子六連、椎子六升、蕪子三升、楸子一斗、長檮五合、檮魚十八口、竹三理、料理所炭十二石五、竹一理、炭四石、薪六十斤。 | 交易      | 各7荷   | 摂津国  | 正税   | 内膳司 |
| 諸国例真御費<br>五月五日節料 | 米一斗三升、糯米一斗七升、糯稻五束、糯糶各二升、小麦一斗四升、苳一斗、油各五升、鹽一斗、鹽二升、魚肝四斤、鹽一斤十兩、長門鰻、阿波鰻、出雲鰻、隠岐鰻各二斤五兩、椎二隻、鳥賊一斤五兩、柴菜五兩、海藻一斤五兩、干蕪子一斗、生蕪子一斗七升四合、鹿置二合、生絲二分四兩、青等十兩、竹一理、炭四石、薪六十斤。   | 交易      | 各7荷   | 摂津国  | 正税   | 内膳司 |

| 税目・拠出名目            | 品目   | 分類        | 数量          | 負担主体     | 交易財源 | 出典      |
|--------------------|--|-----------|-------------|----------|------|---------|
| 諸国例真御費<br>七月七日節料   | 米、糯米各六升、糯糶八斗、粟一斗三升、小麦各六升、小豆一升、苳二斗、酒一斗、油各五升、鹽一斗、鹽一斤、東蝦一斤十兩、鹽蝦二斤五兩、鳥賊一兩各一斤五兩、煮蝦魚十三兩、鹽五升、柴菜四兩、海藻一斤、鹿一具、炭四石、薪六百斤。  | 交易        | 各7荷         | 摂津国      | 正税   | 内膳司     |
| 諸国例真御費<br>九月九日節料   | 米二斗三升、糯稻五束、糯糶一斗、粟子一斗、小麦一斗、苳子各四升、大豆二升、小豆一斗、苳子六升、酒一斗、油各五升、鹽一斗、鹽二升、東蝦一斤十二兩、鹽蝦二斤五兩、鳥賊一斤五兩、煮蝦魚、蠟各十三兩、押短魚、鳥賊各八兩、鹿五升、柴菜五兩、海藻一斤五兩、炭三石、薪六百斤。  | 交易        | 各7荷         | 摂津国      | 正税   | 内膳司     |
| 諸国例真御費<br>十一月新嘗會節料 | 鹽二升、東蝦六斤十兩二分四釐、鯉魚五斤、鰻、煮蝦年魚、鹽蝦各二升、甘鹽頭四隻、鹽、鹽餅各六斤十兩二分四釐、干蕪子二升、干蕪子二升、搗蕪子四升、生蕪子一斗、椎子、蕪子各四升、楸子四兩、鹿四口、鹽。鹽。  | 交易        | 各7荷         | 摂津国      | 正税   | 内膳司     |
| 諸国例真御費<br>十一月新嘗會節料 | 米二斗、糯米二斗、糯、粟子等糶各二升、糯稻十束、小麦四升、大豆二升二合、小豆一升六合、胡麻子二升八合、苳子三升、清酒、酒酒各一斗、鹿、鹽各五升、鹽二升、東蝦一斤十兩二分四釐、鹽蝦十三斤五兩一分二釐、煮蝦魚、蠟各十三兩一分二釐、鳥賊十兩二分四釐、海松、道藏各六斤十兩二分四釐、干蕪、搗蕪子六升、干蕪子二升、生蕪子二升二升八合、干蕪子二連、楸子廿四兩、椎子、蕪子十枚。 | 交易        | 各7荷         | 摂津国      | 正税   | 内膳司     |
| 江・網或御厨所<br>諸修了     | 修了   | 労働力(淡水漁撈) | 江30人・網或50人  | 摂津国      | —    | 内膳司     |
| 御酒料                | 穀  | 農作物       | 79石2斗2升2合5勺 | 摂津国宮内省營田 | —    | 宮内省/造酒司 |
| 醸造酒料               | 穀  | 農作物       | 4石          | 摂津国      | —    | 造酒司     |
| 右府射田               | 田  | 農作物       |             | 摂津国      | —    | 左右衛門府   |
| 國御御馬               | 馬  | 馬         | 10疋         | 摂津国      | —    | 左右馬寮    |
| 採料及雑用              | 船  | 農作物       |             | 摂津国      | —    | 左右馬寮    |
| 年料芻                | 芻  | 農作物       | 1,000斤      | 摂津国      | —    | 左右馬寮    |
| 御工戸                | 戸  | 労働力(牧畜)   | 16戸         | 摂津国      | —    | 左右馬寮    |
| 雜工戸                | 戸  | 労働力(手工業)  | 50戸         | 摂津国      | —    | 兵庫寮     |
| 數吹戸                | 戸  | 労働力(數吹)   | 2戸          | 摂津国      | —    | 兵庫寮     |
| 山崎橋敷飯              | 飯  | 交易        | 6枚          | 摂津国      | 正税   | 雜式      |

五町一七八歩であり、これは五畿内の中で大和国に次ぐ面積である。畿内他国との比較においては、摂津国は農業国としての役割を期待されていたと言えよう。

水産物の割合は、「はじめに」で述べたように高くない。特に沿海他国の多くが諸国例貢御贄等に水産物の貢納を規定されるものの、摂津国では擁釵と皮蘭（植物か）が規定されるのみである。節料には多数の海産物が含まれるが、「東鯨」「隠岐鯨」のように地名を有するものが多く、どれほど自国産のものを含んでいるか疑問がある。また、同じものが複数国に課されて交易進上するものであるため、やはり沿海他国に比して摂津国による水産物の貢納は少ない。「延喜式」以外の史料に見える摂津国の水産物に関わる史料には、次のものがある。

史料一 『日本三代実録』卷卅五 元慶三年正月三日条

（前略）奏請停<sub>二</sub>山野之禁<sub>一</sub>、断<sub>二</sub>遊獵之好<sub>一</sub>。又摂津国蟹胥、陸奥国鹿尾、莫<sub>下</sub>以為<sub>レ</sub>贄奉<sub>上</sub>充<sub>二</sub>御膳<sub>一</sub>。詔並從<sub>レ</sub>之。

史料二 『日本国現報善悪霊異記』上巻第七縁

（前略）還到<sub>二</sub>難破之津<sub>一</sub>時、海辺人売<sub>二</sub>大亀四口<sub>一</sub>。禪師勸<sub>レ</sub>人買而放之。即借<sub>二</sub>人舟<sub>一</sub>、将<sub>二</sub>童子二人<sub>一</sub>、共乗度<sub>レ</sub>海。日晚夜深。舟人起<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>到備前骨嶋之辺<sub>一</sub>、取<sub>二</sub>童子等<sub>一</sub>、擲<sub>二</sub>入海中<sub>一</sub>。（後略）

史料三 『日本国現報善悪霊異記』中巻第八縁

（前略）老答、我摂津国兔原郡人、画問邇麻呂。年七十八、而无<sub>二</sub>子息<sub>一</sub>、活<sub>レ</sub>命无<sub>レ</sub>使。往<sub>二</sub>於難波<sub>一</sub>、偶得<sub>二</sub>此蟹<sub>一</sub>。但有<sub>二</sub>期人<sub>一</sub>故、汝不<sub>レ</sub>免。（後略）

史料一は、元慶三年（八七九）に摂津国からの蟹胥（蟹の塩辛）を贄として御膳に奉じることを停止したものである。「延喜式」にもあるとおり、摂津国から蟹が贄として献上されていたのであり、後述するように、蟹は八世紀には難波周辺で採集され、天皇に献上されるものと考えられていた。さらに、史料二・三は仏教説話集ではあるが、編纂当時に難波では亀が売られ、蟹が手に入るものという認識があったことが分かる。なお、亀の記述については、「延喜式」記載の鼈甲に関わるものとして興味深い。さらに、史料二の舟人の記述からは、船運活動が存在したことも指摘されている<sup>5)</sup>。

また、荷札木簡からは、住吉郡から長屋王家に送られた贄・交易進贄の木簡が見られる。

史料四 平城京左京三条二坊一・二・七・八坪長屋王邸出土木簡<sup>6)</sup>  
「住吉郡大□里俵一石」 192×20×5 033

「住吉郡交易進贄塩染阿遲二百廿口之中  
大阿遲廿口  
小阿遲二百口」

219 × 21 × 6 031

「住吉郡〔天羅カ〕□□□□□□□□□□

127 × 20 × 2 051

「住吉郡贄□□□□□□□□□□

174 × (14) × 2 031

史料四は、いずれも平城京左京三条二坊八坪の東南隅に掘られた溝状の土坑SD四七五〇から出土している。本遺構出土木簡の年代は、和銅三年（七一〇）から霊龜三年（七一一）の間におさまるものとされる。長屋王家への贄は、王家と地方豪族の直接的な結びつきによる律令負担体系の枠外のものである可能性もあり、これをもって八世紀に住吉郡が国家に対して贄を負担していたとは即断できない。

ただし、交易進上されている「阿遲」は、後述するように、文学作品や考古資料から復元される住吉地域の漁撈活動に関わる品目と思われる。この交易が、住吉郡の郡稲を用いて住吉郡内の漁撈集団から購入したものであった可能性は高い。住吉地域の漁撈活動を示すこれらの史料は、『延喜式』の貢納規定に関連を見出しがたく、

同書以前の実態を示すものとして貴重である。

また、農作物や水産物以外では、蒲や葦等の水生植物やそれらを原料とした物品を負担しており、さらに、内蔵寮に規定されている御輿中子菅蓋の菅・骨の材料を撰津国から出し、笠縫氏によって菅蓋を作らせている。これは、難波堀江や河内湖周辺の植生に関わると思われるが、一二世紀の「撰津国調帳案」には、難波堀江や河内湖に近接する住吉・百濟・東生・西成各郡以外にも薦等が課されており、一般的な薦等は難波周辺だけの産物ではなかった。

他にも、正倉院文書「姓名欠請暇解」は、「難波三宅塩取遣而、暇請如件、以解。」という内容の宝龜二年（七七一）三月二七日の請暇解である。ここからは、難波が塩の保管所になっていた様子うかがえる。

撰津国の生業に関わるものとして、最後に大膳職・内膳司に所属した雑供戸の江人に言及する。

史料五 『令集解』職員令大膳職条令积

积云。別記云。鵜飼卅七戸、江人八十七戸、網引百五十戸、右三色人等、経年毎丁役。為三品部、免調雑徭。未醬廿戸、一番役十丁。為三品部、免雑徭。毎年以下。古記无別。

雑供戸とは、『令集解』職員令大膳職条の令积が引き、古記も別

無しとする大宝官員令別記に見える品部で、鵜飼三七戸、江人八七戸、網引一五〇戸等が設定され、漁獲物等の負担と引き換えに調・雑徭を免除されることになっていた。その貢納品は大膳職（延暦七年（七九八）以降は内膳司）に贄として納められ、天皇の食膳に供された。

雑供戸の江人について、瀧川政次郎氏は、「難波江の岸または難波江の中に散在する島に住んでいる品部の民」とし、難波に設定されていたと説いた<sup>10</sup>。さらに、河内国江厨や河内国の氏族に江首がいることを指摘し、後世の大江御厨につながることを論じられた。瀧川氏の論では、摂津国の難波と河内国の江厨とが峻別されていない印象を受けるが、おおよそ首肯できる。

史料六 『類聚国史』卷卅三 御厨

淳和天皇天長八年五月戊申。停<sup>三</sup>止河内国供御、堤外赤江、堤内赤江二処<sup>一</sup>。定<sup>二</sup>竹門江、賀沼絶間江、大治江三処<sup>一</sup>。又停<sup>三</sup>摂津国供御江四処<sup>一</sup>。

史料七 『日本三代実録』仁和元年九月七日条

勅停<sup>三</sup>廢山城、河内、和泉、摂津等国江長并贄戸<sup>一</sup>、充<sup>三</sup>徭丁<sup>二</sup>各卅人。但和泉国五十人。（後略）

史料六によれば、天長八年（八三一）に河内の供御江二ヶ所を停止して新たに三ヶ所の江を定め、さらに、摂津国の供御江四ヶ所を停止している。これ以前から河内・摂津両国に供御江が複数設定されていたことを示している。また、史料七も、摂津国に江人が設定されていたことを示している。摂津国における江人は、後述するように瀧川氏の想定に近く、難波周辺に存在したと考えられる。

### 文学作品に見る難波・住吉地域の生業

次に、『万葉集』等の文学作品からうかがえる古代生業を抽出する。特に『万葉集』は、文学作品ではあるが、題詞や左注が史料としても貴重な情報を含んでいる<sup>11</sup>。今回検討対象にした難波・住吉地域は、七世紀末から八世紀半ばにかけての天皇の行幸等に関わって歌が詠まれており、史料群としての価値を持ち得る。歌の表現には、枕詞や比喩的表現等必ずしも実景を詠んでいないものがあるため注意が必要であるが、それら枕詞や比喩的表現にも難波や住吉という地域に対する詠み手の認識が現れているものと考ええる。

今回抽出した和歌・漢詩は、一〇世紀初頭までに成立した文学作品に見える難波・住吉地域の生業や環境に関わるものである<sup>12</sup>（表二）。以下、生業の種類ごとに検討する。なお、歌番号だけを記すものは、全て『万葉集』である。

最も多いのは、漁撈に関する歌である。網引など網漁に関わる歌

| 分類        | 出典    | 巻数-<br>歌番号 | 和歌・漢詩<br>※「万葉集」は () 内が本文、それぞれの出典は註12に記載。   | ■題詞<br>□左注                                     | 作者     | 年代        |      |      |       |
|-----------|-------|------------|--|--|--------|-----------|------|------|-------|
|           |       |            |  |  |        | 和暦        | 西暦   | 世紀   | 月日    |
| 網漁        | 万葉集   | 3-238※     | 大宮の内まで聞こゆ網引すと網子調ふる海人の呼び声<br>(大宮之内 内二手所聞 網引為跡 網子調流 海人之呼聲)   | ■長忌寸意吉應詔歌一首<br>□右一首                            | 長意吉麻呂  |           |      | 7-8  |       |
| 網漁        | 万葉集   | 4-577      | わが衣人になつてそ網引する難波武士の手には触るとも<br>(吾衣 人莫着曾 網引為 難波武士乃 手余者雖觸)   | ■大納言大伴卿、新袍贈撰津大夫高安王詞一首                          | 大伴旅人   |           |      | 8    |       |
| 網漁        | 万葉集   | 6-999      | 血沼廻より雨を降り来る四極の白水郎網手乾したり濡れにあへむかも<br>(従千沼廻 雨曾零来 四八津之白水郎 網手乾有 沾得堪香聞)  | ■春三月、幸于難波宮之時詞六首<br>□右一首、遊覧住吉濱、還宮之時、道上、守部王應詔作詞。 | 守部王    | 天平6       | 734  | 8    | 3月    |
| 網漁        | 万葉集   | 11-2646    | 住吉の津守網引の泛子の籍の浮れか去なむ恋ひつつあらずは<br>(住吉乃 津守網引之 浮笑緒乃 得干蚊将去 戀管不有者)  |  | 作者未詳   |           |      | 8    |       |
| 釣漁?       | 万葉集   | 3-294      | 風を疾み沖つ白波高からし海人の釣船浜に帰らぬ<br>(風乎疾 奥津白浪 高有之 海人釣船 濱管奴)  | ■角鹿歌四首   | 角鹿     |           |      | 7-8  |       |
| 釣漁        | 万葉集   | 9-1740     | 春の日の 霞める時に 墨吉の 岸に出でて 釣船の とをらふ見れば 古の 事そ思ほゆる 水江の 浦島の子が 堅魚釣り 鯛釣り 矜り 《後略》<br>(春日之 霞時吟 墨吉之 岸余出居而 釣船之 得乎良布見者 古之 事曾所念 水江之 浦嶋兒之 堅魚釣 鯛釣矜 《後略》)  | ■詠水江浦嶋子一首并短歌                                   | 作者未詳   |           |      | 8    |       |
| 釣漁        | 万葉集   | 20-4360    | 《前略》聞し食す 四方の国より 奉る 貴の船は 堀江より 水脈引きしつづ 朝風に 楫引き浜り 夕潮に 棹さし下り あち群の騒ぎ競ひて 浜に出て 海原見れば 白波の 八重折るが上に 海人小舟 はららに浮きて 大御食に 仕え奉ると遠近に 漁り釣りけりそさだくも おぎろなきかも こさばくも ゆたけきかも ここ見れば うべし神代ゆ 始めけらしも<br>(《前略》伎己之乎須 四方乃久余欲里 多豆麻都流美都奇能船者 保理江欲里 美乎毗伎之部 安佐奈藝尔 可治比伎能保理 由布之保尔 佐乎佐之久太理 安治牟良能 佐和伎 保比豆 波麻尔伊泥豆 海原見礼婆 之良奈美乃 夜敷乎流我字倍尔 安麻乎夫祢 波良 尔余字伎豆 於保美氣尔 都加倍麻都流等 乎知許知尔 伊射里都利家理 曾伎太久毛 於藝呂奈伎可毛 己伎婆久母 由多氣伎可母 許己見礼婆 宇信之神代由 波自米家良思母)   | ■陳私拙懐一首并短歌<br>□右、二月十三日、兵部少輔大伴宿祢家持              | 大伴家持   | 天平<br>勝宝7 | 755  | 8    | 2月13日 |
| 漁火        | 凌雲集   | 53         | 《前略》漁火通宵烈 商帆拂曙逢 《後略》   | ■自山崎乘江赴讚岐在難波口述 懷踏野二郎。                          | 林娑婆    |           |      | 8-9  |       |
| 漁獲物       | 万葉集   | 6-997      | 住吉の粉浜のしじみ開けも見ず隠りてのみや恋ひ渡りなむ<br>(住吉乃 粉濱之四時美 開藻不見 隱耳哉 戀度南)  | ■春三月、幸于難波宮之時詞六首<br>□右一首、作者未詳。                  | 作者未詳   | 天平6       | 734  | 8    | 3月    |
| 漁獲物       | 万葉集   | 16-3886    | おし照るや 難波の小江に 蘆作り 隠りて居る 葦蟹を 大君召すと 何せむに 吾を召すらめや 明けく わが知ることを 歌人と 吾を召すらめや 笛吹と 吾を召すらめや 琴弾と 吾を召すらめや かもかくも 命受けむと 今日今日と 飛鳥に到り 立てれども 置勿に到り 策かねども 都久野に到り 東の 中の門ゆ 参納り来て 命受くれれば 馬にこそ 絆掛くもの 牛にこそ 鼻繩はくれ あしひきの この片山の もむ楡を 五百枝剥ぎ垂れ 天光るや 日の異に 干し 嚼るや 唐臼に春き 庭に立つ 手臼に春き おし照るや 難波の小江の 初垂を 辛く垂れ来て 陶人の 作れる瓶を 今日行き 明日取り持ち来 わが目らに 塩漆り給ひ 腊賞すも 腊賞すも<br>(忍八 難波乃小江尔 蘆作 難麻理豆居 葦河尔乎 王召跡 何為牟尔 吾乎召良米夜 明久 吾知事乎 歌人跡 和乎召良米夜 笛吹跡 和乎召良米夜 琴引跡 和乎召良米夜 彼此毛 命受牟跡 今日 日 跡 飛鳥尔到 雖立 置勿尔到 雖不策 都久怒尔到 東 中門由 参納来豆 命受例婆 馬尔己曾 布毛太志可久物 牛尔己曾 鼻繩波久例 足引乃 此片山乃 毛武尔礼乎 五百枝波伎垂 天光夜 日乃與尔干 佐比豆留夜 辛確尔春 庭立 手稚子尔春 忍光八 難波乃小江乃 始垂乎 辛久垂来豆 陶人乃 所作随乎 今日往 明日 取持来 吾目良尔 塩漆給 腊賞毛 〃〃〃) | ■乞食者詠二首<br>□右歌一首、為蟹述痛作之也。                      | 乞食者    |           |      | 8    |       |
| 鯨魚取<br>/藻 | 万葉集   | 6-931      | 鯨魚取り 浜辺を清み うちなびき 生ふる玉藻に 朝風に 千重波 寄せ 夕風に 五百重波寄す 辺つ波の いやしくしくに 月にけに 日にけに見とも 今のみに 飽き足らめやも 白波の い開き廻れる 住吉の浜<br>(鯨魚取 濱邊乎清三 打摩 生玉藻尔 朝名寸二 千重浪縁 夕菜 寸二 五百重浪因 邊津浪之 益敷布尔 月二異二 日日雖見 今耳 二 秋足目八方 四良名美乃 五十開廻有 住吉能濱)  | ■車持朝臣千年作詞一首并短歌                                 | 車持千年   |           |      | 8    |       |
| 鯨魚取       | 万葉集   | 6-1062     | やすみしし わご大君の あり通ふ 難波の宮は 鯨魚取り 海片附きて 玉拾ふ 浜辺を近み 朝はふる 波の音騒き 夕風に 楯の声 聞ゆ 曉の 寝覚めに聞けば 海石の 潮干の共 浦洲には 千鳥妻 呼び 霞辺には 鶴鳴きとよむ 見る人の 語りによれば 聞く人の 見まく欲りする 御食向ふ 味原の宮は 見れど飽かぬかも<br>(安見知之 吾大乃乃 在通 名庭乃宮者 不知魚取 海片就而 玉拾 濱邊乎近見 朝羽振 浪之聲騒 夕難丹 權合之聲所聆 曉之 寐覺尔聞者 海石之 塩干乃共 汚渚尔波 千鳥妻呼 霞部尔波 鶴鳴動視人乃 語乃為者 聞人之 視卷欲為 御食向 味原宮者 雖見 不飽音聞)   | ■難波宮作詞一首并短歌                                    | 田辺福麿歌集 | 天平<br>16? | 744? | 8    |       |
| 海人        | 古今和歌集 | 17-917     | 住吉と海人は告ぐとも長居すな忘れ草生ふといふなり   |  | 壬生忠岑   |           |      | 9-10 |       |
| 藻         | 万葉集   | 3-293      | 塩干の三津の海女のくぐつ持ち玉藻刈るらむいざ行きて見む<br>(塩干乃 三津之海女乃 久具都持 玉藻得刈 率行見)  | ■角鹿歌四首   | 角鹿     |           |      | 7-8  |       |
| 藻         | 万葉集   | 7-1152※    | 楯の音そほのかにする海未通女沖つ藻刈りに舟出すらしも (一は云はく、夕されば楯の音すなり)<br>(楯之音曾 髣髴為鳴 海未通女 奥藻刈尔 舟出為等思母 (一云、暮去者 楯之音為奈利))  | (摂津作)  | 作者未詳   |           |      | 8    |       |

表二 難波・住吉の生業関係と和歌・漢詩 (歌番号横の※は、必ずしも難波・住吉地域の歌でないことを示す)

| 分類  | 出典    | 巻数-<br>歌番号 | 和歌・漢詩<br>※『万葉集』は ( ) 内が本文。それぞれの出典は註12に記載。   | ■題詞<br>□左注   | 作者          | 年代        |      |      |       |
|-----|-------|------------|---|--|-------------|-----------|------|------|-------|
|     |       |            |   |  |             | 和暦        | 西暦   | 世紀   | 月日    |
| 藻   | 万葉集   | 7-1157     | 時つ風吹かまく知らに阿胡の海の朝明の潮に玉藻刈りてな<br>(時風 吹麻久不知 阿胡乃海之 朝明之塩尓 玉藻刈奈)                             | (撰津作)  | 作者未詳        |           |      | 8    |       |
| 藻   | 万葉集   | 9-1726     | 難波潟湖干に出でて玉藻刈る海未通女ども汝が名告らさね<br>(難波方 塩干余出而 玉藻刈 海未通女等 汝名告左祢)                             | ■丹比真人詞一首   | 丹比真人        |           |      | 8    |       |
| 藻   | 万葉集   | 9-1727     | 漁する人を見ませ草枕旅行く人にわが名は告らじ<br>(朝入為流 人跡乎見座 草枕 客去人尓 妾者不敷)                                   | ■和詞一首  | 海未通女        |           |      | 8    |       |
| 藻   | 万葉集   | 12-3076    | 住吉の敷津の浦の名告藻の名は告りてしを逢はなくもあやし<br>(住吉之 敷津之浦乃 名告藻之 名者告而之乎 不相毛佐)                           |  | 作者未詳        |           |      | 8    |       |
| 藻   | 古今和歌集 | 17-916     | 難波海生ふる玉藻を刈りそめの海人とぞ我はなりぬべらなる   |  | 紀貫之         |           |      | 9-10 |       |
| 藻   | 古今和歌集 | 18-973     | 我を君難波のうらにありしかばうきめをみつる海人となりにき  |  | 作者未詳        |           |      |      |       |
| 葦   | 万葉集   | 1-64       | 葦辺行く鴨の羽がひに霜降りて寒き夕へは大和し思ほゆ<br>(葦邊行 鴨之羽我比尓 霜零而 寒暮夕 倭之所念)                                | ■慶雲三年丙午、幸于難波宮時<br>志貴皇子御作歌  | 志貴皇子        | 慶雲3       | 706  | 8    | 9-10月 |
| 葦   | 万葉集   | 11-2651    | 難波人葦火焚く屋の煤してあれど己が妻こそ常めづらしき<br>(難波人 葦火煤屋之 酢四手雖有 己妻許増 常日類次吉)                            |  | 作者未詳        |           |      | 8    |       |
| 葦   | 万葉集   | 20-4362    | 海原のゆたけき見つつ蘆が散る難波に年は経ぬべく思ほゆ<br>(海原乃 由多氣伎見都 〃 安之我知流 奈尔波尔等之波 倍奴倍久<br>於毛保由)               | ■陳私拙懐一首并短歌<br>□右、二月十三日、兵部少輔大<br>伴宿禰家持  | 大伴家持        | 天平<br>勝宝7 | 755  | 8    | 2月13日 |
| 葦   | 万葉集   | 20-4459    | 蘆刈りに堀江漕ぐなる楫の音は大宮人の皆聞くまでに<br>(蘆刈尓 保里江許具奈流 可治能於等波 於保美也比等能 未奈伎<br>久麻泥尓)                  | ■天平勝寶八歲丙申、二月朔乙<br>酉廿四日戊申、太上天皇太后、<br>幸行於河内離宮、經信、以壬子<br>傳幸於難波宮也。三月七日、於<br>河内國伎人郷馬國人之家宴歌三<br>首<br>□右一首、式部少丞大伴宿禰池<br>主讀之。即云、兵部大丞大原真<br>人今城、先日他所讀歌者也。 | 大原今城        | 天平<br>勝宝8 | 756  | 8    | 2-3月  |
| 葦   | 古今和歌集 | 12-604     | 津の国の難波の葦のめもはるに繁きわが恋人知るらめや   |  | 紀貫之         |           |      | 9-10 |       |
| 菅   | 万葉集   | 4-619      | 押し照る 難波の菅の ねもころに 君が聞こして 年深く 長くし<br>言えば (後略)<br>(押照 難波乃菅之 根毛許呂尓 君之間四手 年深 長四云者)         | ■大伴坂上郎女怨恨詞一首并短<br>哥  | 大伴坂上郎<br>女  |           |      | 8    |       |
| 柴刈  | 万葉集   | 7-1274     | 住吉の 出見の 浜の 柴な 刈りそね 未通女等が 赤裳の 裾の 濡れて ゆく 見<br>む<br>(住吉 出見濱 柴莫刈曾尼 未通女等 赤裳下 閭將往見)         |  | 作者未詳        |           |      | 8    |       |
| 菜摘み | 万葉集   | 8-1442     | 難波辺に人の行ければ後れ居て春菜採む児を見るがかなしき<br>(難波邊尓 人之行礼波 後居而 春菜採兒乎 見之悲也)                            | ■大蔵少輔丹比屋主真人詞一首   | 丹比屋主        |           |      | 8    |       |
| 菅笠  | 万葉集   | 11-2819    | おし照る難波菅笠置き古し後は誰が着も笠ならなくに<br>(臨照 難波菅笠 置古之 後者誰將着 笠有莫國)                                  | □右二首   | 作者未詳        |           |      | 8    |       |
| 船   | 万葉集   | 6-930      | 海少女棚無し小舟漕ぎ出らし旅のやどりに梶の音聞こゆ<br>(海未通女 棚無小舟 榜出良之 客乃屋取尓 梶音所聞)                              | ■冬十月、幸于難波宮時、笠朝<br>臣金村作詞一首并短歌   | 笠金村         | 神龜2       | 725  | 8    | 10月   |
| 船   | 万葉集   | 6-1063     | あり通ふ難波の宮は海近み漁童女らが乗れる船見ゆ<br>(有通 難波乃宮者 海近見 漁童女等之 乘船所見)                                  | ■難波宮作詞一首并短歌  | 田辺福麿歌<br>集  | 天平<br>16? | 744? | 8    |       |
| 船   | 万葉集   | 7-1143     | さ夜深けて堀江漕ぐなる松浦船楫の音高し水脈早みかも<br>(作夜深而 穿江水手鳴 松浦船 梶音高之 水尾早見鴨)<br>堀江漕ぐ伊豆手の船の楫つめ音しば立ちぬ水脈早みかも | (撰津作)  | 作者未詳        |           |      | 8    |       |
| 船   | 万葉集   | 20-4460    | (保利江己具 伊豆手乃船乃 可治都久米 於等之婆多知奴 美乎波<br>也美加母)  | □右三首、江邊作之。   | 大伴家持        | 天平<br>勝宝8 | 756  | 8    | 4月20日 |
| 船   | 万葉集   | 20-4461    | 堀江より水脈さかのぼる楫の音の間なくそ奈良は恋しかりける<br>(保里江欲利 美乎左香能保流 梶音乃 麻奈久曾奈良波 古非之可<br>利家留)               | □右三首、江邊作之。   | 大伴家持        | 天平<br>勝宝8 | 756  | 8    | 4月20日 |
| 船   | 万葉集   | 20-4462    | 船競ふ堀江の川の水際に来居つつ鳴くは都鳥かも<br>(布奈藝保布 保利江乃可波乃 美奈伎波尓 伎為都 〃 奈久波 美夜<br>故梓里香蒙)                 | □右三首、江邊作之。   | 大伴家持        | 天平<br>勝宝8 | 756  | 8    | 4月20日 |
| 船運  | 万葉集   | 18-4061    | 堀江より水脈引きしつ御船さす賤男の伴は川の瀬申せ<br>(保里江欲里 水乎妣吉之都追 美布祢左須 之津乎能登母波 加波<br>能瀬麻宇勢)                 | ■太上天皇御在於難波宮之時歌七<br>首 清足姫天皇也<br>□右件歌者、御船以綱手沝江遊<br>宴之日作也。傳誦之人田邊史福<br>麿是也。  | 伝誦：田辺<br>福麿 | 天平<br>16  | 743  | 8    |       |
| 船運  | 万葉集   | 18-4062    | 夏の夜は道たつたづし船に乗り川の瀬ごとに棹さし上れ<br>(奈都乃欲波 美知多豆多都之 布祢尓能里 可波乃瀬其等尓 佐乎<br>左指能保礼)                | ■太上天皇御在於難波宮之時歌七<br>首 清足姫天皇也<br>□右件歌者、御船以綱手沝江遊<br>宴之日作也。傳誦之人田邊史福<br>麿是也。  | 伝誦：田辺<br>福麿 | 天平<br>16  | 743  | 8    |       |
| 農耕  | 万葉集   | 7-1275     | 住吉の小田を刈らす子奴かも無き 奴あれど妹が御為と私田刈る<br>(住吉 小田苺為子 賤鴨無 奴雖在 妹御為 私田刈)                           |  | 作者未詳        |           |      | 8    |       |
| 農耕  | 万葉集   | 10-2244    | 住吉の岸を田に墾り蒔きし稲のさて刈るまでに逢はぬ君かも<br>(住吉之 岸乎田刈墾 時稲乃 而及苺 不相公鴨)                               |  | 作者未詳        |           |      | 8    |       |
| 獵   | 万葉集   | 6-1001     | 大夫は御獵に立たし少女らは赤裳褌引く清き浜邊を<br>(大夫者 御獵尓立之 未通女等者 赤裳須引 清濱備乎)                                | ■春三月、幸于難波宮之時詞六<br>首<br>□右一首、山部宿禰赤人作。   | 山部赤人        | 天平6       | 734  | 8    | 3月    |
| 製塩  | 古今和歌集 | 17-894     | 押し照るや難波の御津に焼く塩のからくも我は老いにけるかな〔又<br>は、「大伴の御津の浜辺に」〕                                      |  | 作者未詳        |           |      |      |       |
| 玉拾い | 万葉集   | 7-1153     | 住吉の名児の浜辺に馬たてて玉拾ひしく常忘らえず<br>(住吉之 名兒之濱邊尓 馬立而 玉拾之久 常不所忘)                                 | (撰津作)  | 作者未詳        |           |      | 8    |       |
| 玉拾い | 万葉集   | 7-1154     | 雨は降り仮廬は作るいつの間に吾兒の潮干に玉は拾はむ<br>(雨者零 借廬者作 何假尓 吾兒之塩干尓 玉者得拾)                               | (撰津作)  | 作者未詳        |           |      | 8    |       |
| 縫製  | 万葉集   | 7-1273     | 住吉の波豆麻の君が馬乗衣 さびつらふ漢女をすゑて縫へる衣ぞ<br>(住吉 波豆麻公之 馬乗衣 雜豆藤 漢女乎座而 縫衣叙)                         |  | 作者未詳        |           |      | 8    |       |

(二三八・五七七・九九九・二六四六)、釣漁(二九四・一七四〇・四三六〇)、漁火(『凌雲集』五三)、漁獲物に関わるとみられる歌(九七・三八八六)、「鯨魚取」の歌(九三一・一〇六二)、玉藻や名告藻など海藻に関わる歌(二九三・九三一・一一五二・一七二六・一七二七・三〇七六、『古今和歌集』九一六・九七三)がある。

海人が「網子」に指示をする曳網漁を歌う二三八番歌は、題詞に「長忌寸意吉磨<sub>レ</sub>詔歌一首」とのみあり、時期・場所ともに不明であるが、参考までに挙げた。長意吉磨の歌には、大宝元年(七〇一)の歌(一六七三)、同二年の歌(五七)があり、本歌もそこからさほど年代が離れないと予測され、文武三年(六九九)や慶雲三年(七〇六)の難波行幸に関わる歌と理解されている。ただし、瀧川次政郎氏は、雑供戸の網引や網曳御厨との関係から、本歌を和泉国で詠まれたものとする見解を示しており、注意が必要である<sup>13)</sup>。しかし、地域は不明であっても、八世紀前半にある程度の労働力編成を伴う曳網漁が行われていたことがうかがえる好例である。

五七七番歌は、題詞に「大伴大納言卿、新袍贈<sub>三</sub>撰津大夫高安王<sub>二</sub> 詞一首」とあり、天平二年(七三〇)頃に大伴旅人が詠んだ歌とされる。「網引為難波壮士」は、実景ではないが、難波に住む人の特徴を揶揄した表現であり、八世紀前半の律令官人たちが難波の住民に対して持っていたイメージをうかがわせる。

九九九番歌は、題詞に「春三月、幸<sub>三</sub>于難波宮之時<sub>二</sub>詠六首」とあ

る六首のうちの一詩である。年代を明記しないが、直前の九九六番歌の題詞には「六年甲戌」とあるため、天平六年三月の難波行幸に関わる歌と思われる。左注に「右一首、遊<sub>三</sub>覽住吉浜、還<sub>レ</sub>宮之時、道上、守部王<sub>レ</sub>詔作詞。」とあり、難波行幸に際して聖武天皇が住吉浜に遊覧した帰路、守部王に詠ませたものとある。「千沼廻」は、住吉よりさらに南にある和泉国の茅渟海のことを指すと思われる。

「四八津」は、『日本書紀』雄略一四年に見える「磯齒津路」に関わるとされる。「磯齒津路」は、住吉神社の南から東へ延びる道とされるため、「四八津」は住吉大社南部の海岸沿いを言うのである<sup>14)</sup>。この歌から、聖武天皇や従駕官人が住吉浜の遊覧により網漁をする海人を見ていたこと、その海人の活動地点が住吉大社南部とされる「四八津」であったことが知られる。この他、二六四六番歌でも、序詞ではあるが住吉の網引が詠まれている。

「海人釣船」を詠む二九四番歌は、角磨の歌四首のうちの一詩である。他の三首に「高津」(仁徳天皇の難波高津宮に関係する地名か)「三津」(難波にあった大伴の御津か)「住吉」の地名が詠みこまれており、本歌も難波・住吉地域に関連するものとして挙げた。ただし、四三六〇番歌も同様だが、「釣船」が釣漁を表しているかは不明であり、広く船を用いた漁撈活動と解すべきであろう。

九三一・一〇六二番歌の「鯨魚取」は、「海」や「浜」を導く枕詞である。実景を詠んだものとは評価できない。

『凌雲集』五三は、八世紀末から九世紀初頭の人物である林娑婆が山崎から讃岐へ向かう際に難波江口で述懐した詩である。<sup>15</sup>西本昌弘氏も指摘したことはあるが、ここには「漁火通宵烈 商帆拂曙逢」とあり、漁火を使用する漁撈が行われ、商船が頻繁に行き交っていたことが知られる。<sup>16</sup>漁火による漁は、『万葉集』三二六番歌に、難波から見える「明石之浦」における漁夫の燭光を詠んだ歌（表掲出外）があり、難波の漁火なのか難波から見える漁火なのか注意が必要である。いずれにせよ、この海域で漁火を使用した漁が行われていたようであり、『延喜式』の烏賊骨との関わりが想起される。

「住吉乃粉濱四時美」（住吉の粉浜のしじみ）を詠んだ九九七番歌は、九九九番歌同様、天平六年三月の難波行幸に関わる歌と思われる。ここでは、蜆に託して恋を歌っているのであるが、作者が住吉で蜆が獲れるという認識を持っていたことを表している。なお、粉浜は、大阪市住吉区帝塚山の西にある地名だが、この歌の粉濱については地名化されていない普通名詞であり、住吉地域で蜆が獲れたと予測される細江川の河口付近とする説がある。<sup>17</sup>

難波の小江の葦蟹の歌（三八八六）からは、八世紀に同地で葦蟹が獲れたこと、また、それが天皇に献上されるものという認識があったことが分かる。

海藻に関わる歌では、海未通女に「汝が名告らさね」と歌いかけた一七二六番歌に対し、一七二七番歌では「漁する人」と返してい

ることから、藻刈りも「漁」として認識されていたようである。

二九三番歌は、角磨の歌で、「久具都」という海藻を入れる籠が詠まれている。こうした有機物は発掘調査で出土する例が少なく、また、具体的な使用方法がうかがえる点で貴重である。

葦や菅などの水生植物も多く詠まれる（二六五一・四三六二・四四五九、『古今和歌集』六〇四）。難波の葦を詠む歌は数が多いため抄出した。二六五一番歌では、難波人が葦火を焚く様子が歌われることから、葦刈りには生活全般に関わる燃料採集の意味があったのであろう。六一九番歌では序詞として難波の菅が詠まれる。また、比喩的表現ではあるが難波の菅笠も詠まれており（二八一九）、難波の産物として菅笠が著名だったことをうかがわせる。

この他、菜摘みの歌（一四四二）は、詠まれている対象が難波の百姓か官人層か不明であるが、同地域でも食料獲得のために菜摘みが行われたことが読み取れよう。

難波堀江を漕ぐ船を詠んだ歌は、一一四三・四四六〇～四四六二番歌にある。また、四〇六一・四〇六二番歌は、堀江で天皇の船を綱で引いて遊宴した際の歌である。ここで船を引いた者を具体的に明らかにできないが、難波堀江で船運をする者がいたことを想起させる。

住吉地域では、農耕に題をとった歌も詠まれている。一二七五番歌では住吉の小田が詠まれるが、稲刈の時などの作業歌であった可

能性も指摘されている。二二四四番歌は、住吉の岸に田を拓くことが詠まれるが、これは困難なことの例え、あるいは、田を開墾してから収穫するまでの時間の長さを表現したものと捉えられている。<sup>18)</sup>

一〇〇一番歌の「御獨」は、海の狩とする説と狩猟等とする説がある。歌の後半は「清浜備乎」とあることから、海の狩の遊覧を示しているように思われるが、住吉の南部には、『日本書紀』皇極元年五月に皇極大王が百濟大使の翹岐と共に射猟を見た依網屯倉の地があり、難波行幸に際して儀礼的な狩猟が行われても不思議ではない。

また、『古今和歌集』八九四番歌には「難波の御津に焼く塩」が歌われることから、一〇世紀頃には製塩が行われていたようである。ただし、製塩には複数の工程があり、難波で行われた製塩がどの工程のものかは不明である。

このほか、一一五三・一一五四番歌は、住吉の浜辺での「玉」拾いを詠む。歌に詠まれたのは、官人層の行為と思われるが、この地域に住む人々も「玉」拾いを行い、時には交易した可能性もあろう。また、一二七三番歌は、衣を縫う渡来系集団の存在を想定させる。

### 考古資料に見る難波・住吉地域の生業

考古資料による生業の研究は、早くから行われてきた。土中で長年を経ても遺存するものという制約はあるものの、文字資料に残さ

れない人間活動の痕跡がうかがえる点で、各地域の生業を検討する上では量的に最も恵まれるものである。難波・住吉地域における生業の研究も、既に複数の精緻な研究の積み重ねがある。<sup>20)</sup>

大庭重信氏・丸山真史氏は、上町台地西側沿岸部から東側の河内平野における地域を対象に、縄文時代から奈良時代までの漁撈活動の変遷を明らかにされた。<sup>21)</sup> その成果によると、古墳時代後期から飛鳥時代前半（前期難波宮造営まで）にかけて、大阪湾と河内湖に面した上町台地北部では、海域で棒状土錘を用いた刺網漁、内水面で小細型管状土錘を用いた投網漁などの小規模な網漁が行われていた。また、大阪湾に面した上町台地南部では、大型管状土錘を用いた曳網漁と棒状土錘を用いた刺網漁を海域で、細型管状土錘や小細型管状土錘を用いた小規模な網漁を内水面で行っていた。<sup>22)</sup> このように、前期難波宮造営前までは、上町台地の南北に土錘が集中して出土する遺跡が出現する。一方で、前期難波宮の成立後から奈良時代にかけては、上町台地北部の土錘出土土地が外縁部に散在するようになり、南部の土錘出土数が増加するという。

大庭・丸山両氏の研究により、奈良時代までの同地域における漁撈活動の変遷が明確になった。本稿では、平安時代まで含めた生業の変化を見る必要があるため、報告書を元に生業具の出土状況や耕地遺構の検出状況を確認した。対象は、上町台地上の難波・住吉地域を中心に、『新修大阪市史』等からうかがえる西成郡・東成郡・



図一 難波・住吉地域の主な漁撈関係遺跡

(杉本厚典氏提供図面 (同「原始・古代の大阪湾岸における集落と都市」(『大坂上町台地の総合的研究』2014) 掲載図面) を基に改変)

百済郡・住吉郡の範囲（北限は大川、東限はほぼ平野川、南限は堺市北部の長尾街道）にある遺跡とし、遺物の年代観は報告書によった。

上町台地北部の難波地域に所在する難波宮跡・大坂城跡・大坂城下町跡では、前期難波宮成立に伴って激減した漁具の出土量は、奈良時代・平安時代になっても増加しないが、少なくとも九世紀代までは少量の土錘が継続して出土する。ただし、飯蛸壺の出土はほぼ見られない。その周辺の安曇寺跡・宰相山遺跡・細工谷遺跡・上本町遺跡でも、土錘や飯蛸壺の出土は少量である。また、難波宮周辺では五世紀から七世紀前葉にかけて手工業生産が活発になることも指摘されており、細工谷遺跡では八世紀の金属生産関係遺物が二〇〇点以上出土している。なお、大坂城跡の遺物には、八世紀前半の「贄」墨書土器（須恵器坏蓋<sup>24</sup>）、八世紀後半に廃絶した井戸から「撰」墨書土器（土師器坏または皿）、九世紀初頭に埋められた井戸から「厨」墨書土器三点（土師器坏<sup>25</sup>）が、それぞれ出土しており注目される。

また、難波宮の南に位置する上本町遺跡では、八世紀の製塩土器が大量に出土している。製塩土器の種類には、在地系、淡路・播磨系、紀淡海峡系、瀬戸内海西部～北部九州地域系など、各地のものが見られるという<sup>26</sup>。難波が塩の流通拠点になっていたことを示すものと言えよう。

上町台地南部の住吉地域では、南住吉遺跡・山之内遺跡・遠里小

野遺跡で、集中的に漁具が出土する。南住吉遺跡では、飛鳥時代前半の遺物としては、飯蛸壺や刺網漁に使用されたとされる小型・軽量の土錘が中心に出土し、曳網漁に使用されるような大型の土錘の出土は限られている。しかし、細かな時期は不明なものの、平安時代から室町時代にかけての地層から、口径が五ミリ以上または重量が一〇〇グラムを超えるような土錘も二〇点近く報告されている<sup>27</sup>。

山之内遺跡では、遺構がまとまって見られるのは五世紀から八世紀中葉までとされ、平安時代以降には掘立柱建物跡等の遺構が減少する。集落の縮小、または建物群が一ヶ所に集中した可能性が指摘されている。古墳時代から奈良時代まで集落が断絶しないことから、生活基盤が安定していたと評価されており、その生業は、漁撈活動及び古墳時代から飛鳥時代にかけての鍛冶にあつたとされる<sup>28</sup>。漁具の出土量は多くはないが、大型土錘・細型土錘、飯蛸壺がそれぞれ出土している。ただし、飛鳥時代後半以降の出土は減少する。また、六世紀末から七世紀前半にかけてのものとされる鉄製U字形鋤先が出土しており、農具として使用された可能性がある<sup>29</sup>。

遠里小野遺跡は、山之内遺跡の西側に隣接する遺跡である。古墳時代後期から飛鳥時代前半にかけて、山之内遺跡西地区と連続する居住域が確認されており、両遺跡は一体のものと考えられている。本遺跡からは、特に飛鳥時代から奈良時代にかけて、筆者の集計で土錘三三点、飯蛸壺三六点が出土しており、土錘には大型の土錘が

多く含まれている。本遺跡の掘立柱建物跡の数は、八世紀中葉から末葉にかけて最も増加するため、奈良時代でも太型土錘を使用した曳網漁のような、ある程度の労働力編成を伴う漁撈活動が継続されていたと推測される。ただし、平安時代前期に入ると、筆者の集計では土錘一一点と減少し、他の遺構・遺物ともに減少する<sup>(30)</sup>。

なお、住吉地域南東部の矢田遺跡や住道矢田遺跡<sup>(31)</sup>、大和川今池遺跡<sup>(32)</sup>では、飛鳥時代から平安時代にかけて水田や畦畔の痕跡が確認されており、また、今池遺跡からは六世紀末の馬鍬<sup>(33)</sup>、大和川今池遺跡<sup>(34)</sup>からは奈良時代の鋤が出土している。農地の開発、農耕を主とした生業が行われていたようである。しかし、これらの遺跡でも土錘や飯蛸壺は少数ながら出土している。農作業の合間や農閑期における期間労働として漁撈を行っていた可能性がある。また、河川での漁撈や遺物が残りにくい水田漁撈が行われていたことも想定できよう。

### 小結

以上の検討の結果から、総合的に難波・住吉地域の生業を検討する。まず、難波地域では、大庭・丸山両氏が既に指摘しているように、前期難波宮の造営以降、漁具の出土が減少し、飛鳥時代後半から奈良時代までの漁具の出土は僅かとなる<sup>(35)</sup>。この傾向は、九世紀に入ってから変化は見られなかった。しかし、『万葉集』に難波の小江の葦蟹が詠まれていることに注目したい。この歌では「王召跡」

と歌われ、天皇への供御であることが意識されている。これは、『延喜式』に摂津国の贄として擁釵が規定されていることを想起させる。四三六〇番歌で、この地域の漁獲物の性格を表している。また、前掲していることも、難波地域の漁獲物の性格を表している。また、前掲史料一『日本三代実録』元慶三年正月三日条には、摂津国の蟹膏を贄として御膳に充てることを止めさせる記事があるが、三八八六番歌はこれと整合的である。摂津国の蟹の贄が八世紀に遡ること、その生産が難波の地であったことが確認できる。

摂津国の江人については、やはり難波周辺に設定されていたものと考えられる。考古資料から見る摂津四郡における漁具の出土は、難波地域と住吉地域に集中しているが、海での漁撈が想定される住吉地域よりも内水面での漁撈が想定される難波地域こそ江人が設定されるに相応しい。また、江人の流れを汲むとされる後世の津江御厨、今宮供御人も上町台地上に存在していることから<sup>(36)</sup>、古代上町台地とその周辺で内水面漁撈が活発に行われていた難波地域に江人が設定されたと考えられる。ただし、蟹の贄が江人によるかは不明である。『延喜式』の諸国例貢御贄等では、雑供戸や御厨が設定されていない国も貢進国になっており、雑供戸の贄はこれらとは別にあった可能性がある。

以上から、難波周辺の水辺で活動する人々が存在したこと、その生産物が天皇への贄として貢納されたことが、八世紀まで遡ること

が分かる。ただし、江人が複数の国に分散されていたことや漁具の出土状況から、難波周辺におけるこのような水辺の生産活動は大規模かつ専門的なものではなかったと考えられる。水辺における活動は、農耕等と合わせて行われていたものと推察される。

また、『万葉集』で、難波堀江において船を引く様子が歌われていること、『日本書紀』に舟人が見えることから、難波での交易等に関わって船運を行う人々がいたことが分かる。なお、こうした船運活動は、中世前期の近江国の事例では半農半漁の貢納集団とは別の集団が担っており、専従度が高かったと想定されている<sup>27)</sup>。

薦等の貢進は摂津国だけに特化したものでないが、『万葉集』に難波菅笠が詠まれ、『延喜式』にも御輿中子菅笠の菅・骨の材料を摂津国が負担すること、笠縫氏によって菅笠を作らせていることは特徴的である。湿地帯の植物を利用した手工業生産物は、八世紀から一〇世紀に至るまで難波地域の特産品として官人層に認識されていたようである。

さらに、宝亀二年の請暇解や上本町遺跡から出土した各地からの製塩土器、『古今和歌集』八九四番歌から、八世紀から一〇世紀にかけて難波には各地から塩が集積し、また、具体的な工程は不明であるが、製塩も行われていたことが分かる。

次に、住吉地域では、少なくとも奈良時代までは漁撈活動が盛んに行われていたことが、『万葉集』や考古資料から分かる。漁撈の

内実は、小型の土錘を用いた刺網漁や投網漁、大型の土錘による曳網漁、飯蛸壺縄漁である。この他、住吉の粉浜の蛸が詠まれており、難波地域同様に水辺での採集活動が予測される。また、曳網漁が行われていたことから、労働力編成を伴う漁撈集団が形成されていたことは明らかである。

長屋王家木簡からは、住吉郡が交易によって進上した塩漬けのアジが見られる。このアジは交易品であり、必ずしも住吉地域の漁撈集団から購入したものとは限らないが、アジは南住吉遺跡や遠里小野遺跡出土漁具から想定される曳網漁により漁獲される魚種であることから、住吉地域の漁撈集団から購入したものである可能性が高い。八世紀における住吉地域の漁撈活動の一端がうかがえる。

一方で、九世紀以降は漁具の出土が少なくなり、集落の遺構もそれまでの位置から移動する例が多い。『古今和歌集』に住吉の海人が歌われていることや地理的環境から考えて、住吉地域での漁撈が全く姿を消すとは考え難いが、操業規模の縮小、または操業主体の再編があったことが予測される。一〇世紀の『延喜式』に摂津国の曳網漁等による海産物がほぼ規定されていないことは、このような漁撈活動の縮小・再編の帰結だったと考えられる。

以上の検討を踏まえて、難波・住吉地域における漁撈を中心とした生業と貢納の関係について、節を改めて論じる。

## 二、難波・住吉地域における生業と貢納

### 難波地域における江人の生業と貢納

本節では、難波・住吉地域における生業が、どのように国家的貢納体制の中に組み込まれていたのか、その特徴を検討する。難波地域については、先述したように雑供戸の江人が設定されたと考えられるため、江人の生業と貢納の関係を具体的に検討する。

雑供戸については、瀧川氏の専論のほか、品部や贄に関わって論じられてきた。雑供戸の生業に関わることとしては、狩野久氏が品部制研究の立場から、農閑期に官衙へ出仕、あるいは交代上番し、また本貫にあって充分その機能が發揮できるもの(染戸・宮戸など)は、農民的存在であったとした<sup>(38)</sup>。一方で、贄の貢納に関わる議論からは、長山泰孝氏や網野善彦氏が雑供戸を専業的漁撈民と理解しているが、樋口知志氏は伝統的な漁業国の海民が調雑物として海産物を貢進し、それほど漁業が盛んでない地域が贄・中男作物として海産物を貢進したとして理解が分かれている<sup>(39)</sup>。これは、雑供戸の制度と実態の両面に関わる議論であり、前節までの検討も踏まえて論じる。

結論から言えば、雑供戸は、制度的には漁撈と農耕を兼業したものと考えるべきであるが、実態としては専業であった可能性を残している。雑供戸は、労役の代わりに調と雑徭を免除されたが、正税

の給付措置は取られていない。専業的に漁撈を行う集団であれば、その再生産のために漁獲物と農作物の交換・交易が不可欠である。制度上、専業的漁撈集団を負担体系に位置付けるには、志摩国のような正税の給付措置が必要である。

志摩国は、贄として魚介類を貢進する国であり、国内田数も極めて少ないことから、生業の中心が漁撈にあったこと、『弘仁式』や『延喜式』には志摩国の海女への食料支給規定があることが指摘されている<sup>(40)</sup>。これは、律令国家に志摩国の専業的漁撈集団の再生産を保障する意図があったということである。しかし、このような給付措置は雑供戸に対しては見られない。

一方で、若狭国の塩業のように、専業的な集団の労働を負担体系に組み込んだものの、その集団の再生産を他集団との負担の振替によって行う事例もある。若狭国では、沿岸部において専従的な塩の生産が行われていたが、内陸部でも調として塩を貢納していたことが荷札木簡から指摘されている<sup>(41)</sup>。もちろん、内陸部では燃料となる木材の切り出しや製塩土器の焼成も行われたであろうが、農耕を主たる生業とする内陸部の人々と塩業の専従者との間で交易が行われていたと考えられている<sup>(42)</sup>。若狭国の専業集団の再生産は、志摩国のように制度上見える形では保障されていなかったが、国内における負担の振替という分業体制をとることで、一国として専業集団の存立を維持していた。

畿内に設定された雑供戸は、諸国例貢御贄や諸国貢進御贄との負担の振替が可能であるかもしれない。先述したように、諸国例貢御贄等は、雑供戸や御厨が設定されていない畿外国からも貢進するよう規定されており、ここに規定される品目が雑供戸や御厨から拠出するものだったとは考え難い。しかし、摂津国の擁釵は江人の活動による生産物の可能性がある。また、和泉国の鯡・鯛は、同国に設定された雑供戸の網引による生産物として相応しい。このような事例では、雑供戸や御厨としての貢納の他、国が拠出する御贄も負担し、その負担の振替として農作物を得ていた可能性がある。

ただし、同じく江人が設定された河内国の諸国例貢御贄は木蓮子であり、このような場合には負担の振替は困難であろう。大庭・丸山両氏の研究によれば、河内湖付近の平野部における出土漁具からは、小規模な網漁が想定されている<sup>(43)</sup>。河内国の江人は専業的漁撈集団ではなかった可能性がある。

以上の想定が認められるならば、雑供戸には貢納に対する給付はなかったが、国拠出の贄との振替によって専業集団として存立する可能性も残されていた。この場合、雑供戸が専業集団であったか否かを明らかにするには、個別の検討が必要になる。

難波にいた江人の生業実態については、江人の拠点の具体的な所在が明らかでないため、難波地域で発掘されている範囲の傾向でしか論じられない。しかし、難波地域や河内平野での漁具の出土傾向

から考えれば、江人の漁撈活動は専業的と言えるほどの規模ではなかったのではないかと。和泉国の鯡や鯛は、漁獲に曳網等の労働力編成が必要であるが、摂津国の擁釵の漁獲にそれほど特殊な技術や労働力編成が必要とは考えられず、江人とは別の集団が贄貢納を担ったとも考えられる。少なくとも、現状の漁具出土傾向からは、難波地域で専業的な漁撈が行われていたとは考えられない。

一方で、江人が船運活動にも携わり、漁撈と船運を主たる生業とすることで、負担の振替によらずに存立していた可能性は考慮すべきである。しかし、『日本霊異記』の例は難波から備後国までの船運であり、これほど長距離の船運活動を水産物の貢納とともにこなせるか疑問がある。江人も船運活動に従事はしただろうが、主たる船運を担ったのは江人とは別の集団であったと思われる。

以上のことから、摂津国の江人は、制度的には貢納に対する給付が保障されていないものの、摂津国の贄を負担することで負担の振替ができた可能性がある。しかし、漁具の出土傾向から見れば、難波地域で専業的な漁撈が営まれていたとは考え難い。江人の所在を難波地域に想定する限り、摂津国の江人は半農半漁の生業実態だったと考えられる。ただし、江人の所在の問題からなお確定的でなく、兼業が古代以来のあり方だったのか、一世紀の供御免田の確立によって供御人が定住し、御厨の生業が兼業化したのかは、他の雑供戸の事例も併せて検討する必要がある。

また、雑供戸そのものの検討からは、漁撈集団の專業化には政治的編成による生活保障が必要とされたことがうかがえる。後述する住吉地域の事例からも、專業的な漁撈集団の存立には、主として交易よりも政治的編成が必要とされたと考えられる。橋本道範氏によれば、一二世紀の近江国堅田で漁獲物を鴨社に貢納した供祭人が、下行米による生活保障を必要としており、中世前期の堅田でも專業化には政治的編成を必要としたことが分かる。<sup>44</sup> 古代における生業の專業化も、このような政治的編成との関係を踏まえて論じられるべきであろう。<sup>45</sup>

### 住吉地域の生業と貢納

住吉地域における飛鳥・奈良時代の漁撈活動は、製鉄の痕跡も見られるものの、曳網漁というある程度の労働力編成を必要とする漁撈を行っており、難波地域より漁撈への専従度が高い集団と評価されている。<sup>46</sup> 一方で、飯蛸壺縄漁は操業時期が春先であり、水田耕作との兼業が可能であることも指摘されている。<sup>47</sup> また、山之内遺跡では六世紀末から七世紀前半にかけての鋤が出土している。住吉地域における農具の出土は限られているが、この傾向は上町台南東の耕地遺構が確認されている遺跡でも同様である。鉄製農具は豪族が集中保有していたとも考えられ、その中で農具が出土していることには注目したい。このことから、住吉地域の集団は、必ずしも漁撈のみを日常的に行っていたわけではなく、難波地域より漁撈の比率

が高いものの、農耕も兼業して行っていたのではないかと思われる。住吉における農耕の歌（一二七五・二二四四）は、実景を詠んだのではないかもしれないが、この地域で田が耕作されていたという認識があつたことを示している。

この住吉地域の集団が漁獲物を国家に貢納していたかについては、史料の限界から確証を得られないが、筆者は地域内消費や交易だけでなく、何らかの形で国家的賦課の対象になっていたと考える。<sup>48</sup>

まず、住吉地域の漁獲物が地域内だけで消費されたとは考え難い。七世紀半ばの前期難波宮成立以前は、難波地域においても活発な漁撈活動が展開されていること、住吉地域南東の耕地遺構が検出されている遺跡でも漁具が僅かながら出土していること、内陸部でも遺物が残りにくい水田漁撈が行われた可能性があることを考えると、内陸部の集落が住吉地域の漁撈従事者に常時多量の水産物を求めることはなかったと思われる。<sup>49</sup>

次に交易については、難波津等で行われたものと思われる。しかし、難波津周辺における交易が、住吉地域の漁撈活動存立の主要因であつたかは疑問である。住吉地域では、九世紀になると漁具や集落の遺構が減少するため、この時期に漁撈活動の縮小または再編があつたと考えられる。一方で、難波津周辺における交易活動は、以前は長岡遷都による難波宮の廃止と摂津職の停止により停滞したと考えられていたが、近年では、考古学・文献史学双方の観点から平

安時代にも存続したことが論じられている。

積山洋氏は、難波京周辺の奈良時代末から平安時代前期にかけての考古学的な変遷について検討し、難波津周辺では九世紀前半頃までの遺構・遺物群と一〇世紀まで連続する遺構・遺物群があり、そのピークは九世紀前半にあると説いた<sup>(30)</sup>。

文献史学の立場からは、西本昌弘氏が、延暦四年以降一一世紀前半に至るまで、長岡京・平安京方面から瀬戸内海へ抜ける場合に、淀川下流の難波や難波津が頻繁に利用されていたこと、九世紀半ばに至っても難波には貴族の邸宅があったこと等を明らかにした。そして、延暦八年に摂津職が公私の船を勘過することが停止されたことも、瀬戸内海航路における通行の自由化をはかったものとし、難波津に來航する船舶が増加した可能性を論じている<sup>(31)</sup>。

このような平安時代における難波での交易活動の状況は、九世紀における住吉地域の漁撈活動の傾向とは一致しない。住吉地域の漁撈活動は、難波津での交易活動の存否に関わらず縮小または再編したのである。このことから、漁撈活動が交易だけに支えられたものでなかったことは明らかである。

筆者は、住吉地域において漁撈が活発に行われていたことは、やはり王権・国家との関わりによると考える。『万葉集』九九九番歌の左注から、聖武天皇が難波行幸に際して住吉地域の漁撈を遊覧していること、他の万葉歌でも度重なる難波行幸において難波や住吉

の漁撈は歌に詠まれ続けていることから、天皇や従駕官人が繰り返し歌に詠んだ漁撈の成果物が、全く貢納されないとは考え難い。また、九九七番歌に住吉の粉浜の蜆が歌われることから、具体的な漁獲物を詠み手が知っていたことが分かる。このことから、少なくとも七世紀末から八世紀半ばの難波行幸に際しては、住吉地域の漁獲物が天皇に献上され、従駕官人にも振舞われたと考えるべきである。

さらに、この点に関連して、難波宮に近い大坂城跡から、飛鳥時代から奈良時代半ばにかけての「贄」と墨書された土器が出土したことは、この地域に贄を扱う機関が存在したことを想起させる。『令集解』職員令大炊寮条所引の古記及び令釈には、「別記云。大炊戸廿五戸、津国客饗。為三品部、免三雑徭。戸止五戸定、余皆止。」とあり、摂津国には外国使節の饗応のために雑徭免の大炊戸二五戸が官員令別記により設置され、時期は不明だが後に五戸に削減されていることが見える。摂津職では、「客饗」や難波宮の維持等に関わって恒常的に食料の消費が見込まれていたものと思われる。このような国家的な消費に関わって、住吉地域の漁撈活動が国家的賦課の対象になっていたのではないだろうか。

ところが、先述したように、この漁撈活動は九世紀頃に縮小または再編されると考えられる。こうした動向が一〇世紀の『延喜式』に見られる海産物の少なさに帰結することは確かであろう。しかし、こうした動向の確実な要因は明らかにできない。貢納体制の変化に

関わることとしては、八世紀末に難波宮と摂津職が廃止されたことが挙げられる。これらは大炊戸の事例からも食料消費に関わることが明らかであり、貢納体制に何らかの変化を生じたものと考えられる。

また、第一節で述べたように、摂津国には農業国としての性格があった。さらに、『類聚三代格』延喜二年（九〇二）三月一二日格によれば、志摩・筑摩・網叟・江口等の御厨によって必要な供御が満たされていたことが分かる。そして、佐藤全敏氏らによって、贄の収取制度が八世紀末から九世紀頃に再編されることが指摘されている。<sup>(82)</sup>畿内近国において摂津国に求められるものが、水産物よりも農作物に変わっていった可能性もあろう。このような複合的な要因によって、住吉地域の漁撈活動も再編の対象となったのではないだろうか。

## おわりに

本稿では、古代難波・住吉地域における漁撈を中心とした生業の動向を、史料・文学作品・考古資料を用いて把握した。そして、この両地域では漁撈と農耕が兼業して行われていたことを指摘した。

難波地域に設定されたと考えられる江人は、制度面からは貢納に対する給付がなく専門化が保障されていないが、摂津国の贄との負

担の振替によって若狭国のように専門化した可能性も残される。ただし、現状の漁具出土状況からは、江人が難波地域に設定されたとする限り、専門的な漁撈活動を展開していたとは考え難い。

専門化の可能性が残されていることは、他の雑供戸も同様である。御厨につながる雑供戸の生業実態の解明は、古代から中世にかけての地域社会編成を考える上で重要であり、今後の課題としたい。

住吉地域では、『万葉集』に頻繁に詠まれる八世紀の漁撈活動が、九世紀に縮小または再編され、『延喜式』に海産物の貢納がほぼ規定されないことにつながることを指摘した。この漁撈活動も国家的賦課の対象となっていたと推測される。また、九世紀における縮小・再編の要因としては、難波宮や摂津職廃止に伴う貢納体制の変化を想定した。

難波津での交易が、両地域の漁撈活動の存立にどの程度寄与したか、厳密には測り得ない。しかし、難波地域の漁撈活動は、考古資料の状況からは専門的だったとは考え難く、必ずしも難波津での交易が漁撈活動の専門化に寄与しなかったものと思われる。住吉地域でも、難波津周辺での交易が継続する期間内に漁撈活動の縮小・再編が考えられることから、難波津における交易以外に、漁撈活動を行う要因があったはずである。このような考えが正しければ、特に住吉地域における活発な漁撈活動は、交易だけでなく王権・国家との関わりの中で編成されたと考えられる。

ただし、吉田一彦氏・寺崎保広氏によって、奈良・平安時代の殺生禁断令に伴い漁撈集団への食料支給が行われたことが指摘されている<sup>(8)</sup>。食料支給の対象には、専業集団だけでなく半農半漁の人々も含まれていたであろう。これは、ある程度漁撈の比率が高い集団の存立にとっては、交易も不可欠なものであることを示しており、複合的な要因によって人々の生活が存立していたと考えるべきであろう。

本稿では、複数分野の史資料を用いて隣接する二つの小地域の生業を検討した。考古学分野での進展が目覚ましい生業研究に、文献史料や『万葉集』等、他分野の史資料からも追えることで、より具体的な生業実態を把握でき、さらに貢納との関わりも論じることができるといった。生業研究の手法の一つとして有効であると考えられる。

### 註

- (1) 大阪市『新修大阪市史』第一巻第六章「奈良時代の難波」一九八八年。
- (2) 網野善彦「海民の諸身分とその様相」『天皇の支配権と供御人・作手』（網野善彦著作集第七巻『日本中世の非農業民と天皇』岩波書店）二〇〇八年（初出一九七二・一九七三）。同「中世から見た古代の海民」（大林太良編『日本の古代第8巻 海人の伝統』中央公論社）一九八七年。
- (3) 佐野静代「湖の御厨の環境史」（同『中近世の村落と水辺の環境史』吉川弘文館）二〇〇八年（初出、二〇〇六）。
- (4) 趙哲濟・市川創・高橋工・小倉徹也・平田洋司・松田順一郎・辻本裕也「上

町台地とその周辺低地における地形と故知里変遷の概要」（『上町台地の総合的研究』）二〇一四年。

- (5) 吉田晶「国家的港津としての難波地域」（同『古代の難波』教育者歴史新書）一九八二年。

- (6) 奈良国立文化財研究所編『平城京木簡』一、一九九五年。同『平城宮発掘調査出土木簡概報』二一、一九八九年。同『平城宮発掘調査出土木簡概報』二五、一九九二年。同『平城宮発掘調査出土木簡概報』二八、一九九三年。

- (7) 亀谷弘明「古代王権と贄」の展望」（同『古代木簡と地域社会の研究』校倉書房）二〇一一年（初出、二〇〇三年）。

- (8) 『平安遺文』巻一〇（補四八番）、東京堂出版、一九六二年。

- (9) 『大日本古文书』六（正倉院文書続々修三十九帙二）

- (10) 瀧川政次郎「雑供戸考」（同『法制史論叢第四冊 律令諸制及び令外官の研究』名著普及会）一九六七年（初出、一九五八年）。

- (11) 渡辺晃宏「『万葉集』から平城宮を考える」（『美夫君志』九三）二〇一六年。

- (12) 中西進「万葉集 全訳注原文付」一〜四、講談社文庫。小島憲之「凌雲集の研究」『国風暗黒時代の文学』中、塙書房、一九七九年。新編日本古典文学全集一一『古今和歌集』小学館、一九九四年。

- (13) 瀧川政次郎「鵜飼、江人、網引、三色品部の生態」（『萬葉律令考』東京堂出版）一九七四年。

- (14) 註（一）書、第六章「奈良時代の難波」。

- (15) 註（12）小島書。

- (16) 西本昌弘「平安時代の難波津と難波宮」（続日本紀研究会編『続日本紀と古代社会』塙書房）二〇一四年。

- (17) 吉井巖「『万葉集』の住吉」小島憲之博士古稀記念論文集『古典学藻』塙書房、一九八二年。

- (18) 註(12) 中西書。
- (19) 阿蘇瑞枝『萬葉集全歌講義(卷第九・卷第十)』笠間書院、二〇〇九年。
- (20) 『大阪上町台地の総合的研究』二〇一四年。ほか。
- (21) 大庭重信・丸山真史「大阪地域における先史・古代の漁撈活動の変遷と難波宮下層遺跡の評価」『ヒストリア』二六四、二〇一七年。
- (22) 真鍋篤行氏は、「弥生時代以降の瀬戸内地方の漁撈の発展に関する考古学的考察」(『瀬戸内海歴史民俗資料館紀要』七、一九九四年)で、土錘の形状や重量等からそれが使用された漁法の復元研究を行った。その成果による。
- (23) 杉本厚典「難波宮下層遺跡における手工業生産」『ヒストリア』二六四号、二〇一七年。
- (24) 財団法人大阪市文化財協会『大坂城後』VI、二〇〇二年。
- (25) 財団法人大阪市文化財協会『大坂城跡』VII、二〇〇三年。
- (26) 財団法人大阪市文化財協会『上本町遺跡発掘調査報告』I、二〇一〇年。
- (27) 財団法人大阪市文化財協会『南住吉遺跡発掘調査報告』II、二〇〇四年。
- (28) 財団法人大阪市文化財協会『山之内遺跡発掘調査報告』II、一九九九年。
- (29) 西畑佳恵「山之内遺跡出土の鉄製U字形鋤先」(大阪市文化財協会編『葦火』一七号)一九八八年。
- (30) 財団法人大阪市文化財協会「遠里小野遺跡発掘調査報告」(『山之内遺跡発掘調査報告』II)一九九九年。
- (31) 大阪市博物館協会大阪文化財研究所『瓜破・住道矢田・矢田遺跡発掘調査報告』二〇一三年。大阪市博物館協会大阪文化財研究所『矢田遺跡C地点発掘調査報告』二〇一四年。大阪市博物館協会大阪文化財研究所『矢田遺跡D地点発掘調査報告』二〇一四年。
- (32) 大阪府教育委員会『大和川今池遺跡発掘調査概要』一九八三年。大阪府教育委員会『大和川今池遺跡発掘調査概要』IX、一九九二年。大阪府教育委員会『大和川今池遺跡X、南花田遺跡VI：大阪府水道部送水管布設に伴う発掘調査概要』一九九二年。大阪府文化財センター『大和川今池遺跡』III、二〇一〇年。大阪府文化財センター『大和川今池遺跡』IV、二〇一二年。
- (33) 堺市立埋蔵文化財センター『堺市文化財調査概要報告』五二、一九九五年。
- (34) 大阪府教育委員会『大和川今池遺跡発掘調査概要』VII、一九九〇年。
- (35) 註(21) 大庭・丸山論文。
- (36) 註(2) 網野論文。
- (37) 註(3) 佐野論文。
- (38) 狩野久「品部雑戸制論」(同『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、一九九〇年。
- (39) 註(2) 網野論文。長山泰孝「贄と調について」(同『古代国家と王権』吉川弘文館)一九九四年(初出、一九八〇年)。樋口知志「律令制下の贄について(下)」(『東北大学附属図書館研究年報』二二)一九八九年。
- (40) 狩野久「御食国と膳氏」(同『日本古代の国家と都城』東京大学出版会)一九九〇年。弥永貞三「古代志摩国とその条里」(同『日本古代社会経済史研究』岩波書店)一九八〇年(初出、一九七五)。
- (41) 註(40) 狩野論文。館野和巳「若狭の調と贄」(小林昌二編『越と古代の北陸 古代王権と交流3』名著出版)一九九六年。ほか。
- (42) 註(41) 館野論文。
- (43) 註(21) 大庭・丸山論文。
- (44) 橋本道範「中世前期の堅田漁撈」(同『日本中世の環境と村落』思文閣出版)二〇一五年(初出、二〇一一)。
- (45) 池田敏宏氏・津野仁氏(「関東地方の古代生業」日本考古学協会二〇一一年度栃木大会実行委員会『研究発表資料集』二〇一一年)や渥美賢吾氏(「茨城県の古代生業」(同前))の考古学的な検討によれば、

茨城県では専門的な漁撈が行われたと考えられている。文献史学の立場から、このような専門的な漁撈活動と貢納・交易との関係を探っていくことが求められよう。

(46) 註(21) 大庭・丸山論文。

(47) 大野左千夫「漁撈」(石野博信・岩崎卓也・河上邦彦・白石太一郎編『古墳時代の研究 第4巻 生産と流通Ⅰ』一九九一年)。

(48) 瀧川氏は註(10)論文では雑供戸の網引は住吉にいたとされるが、後に註(13)論文の中で「集解に見える網引百五十戸の大部分は、和泉の国の沿岸に住んでいたと思う」と、見解を修正している。筆者も、網引の所在が史料から確認できるのは和泉国のみであると考える。ただし、八世紀の住吉地域に網引が設定されていた可能性までは否定できない。

(49) 註(21) 大庭・丸山論文。

(50) 積山洋「難波京の変容」(『条里制・古代都市研究』一八)二〇〇二年。

(51) 註(16) 西本論文。

(52) 佐藤全敏「古代天皇の食事と贄」(同『平安時代の天皇と官僚制』東京大学出版会)二〇〇八年。

(53) 吉田一彦「魚を捕る人々」(同『民衆の古代史』風媒社)二〇〇六年。寺崎保広「『日本霊異記』を読む」(『奈良史学』三一)二〇一三年。